

経済と経営 19-3 (1988. 12)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第IX章 (IX. [A. ~ F.])

第IX章・本・IXの主題

1) a) 本・第IX章全体の主題は, 「第IX章 (I. - V.)」 (『経済と経営』。18-4. 27 ページ)の冒頭に示したとおり, “*Lev. (E. L.)*” Pt.II.Chap. XVII. prg. 13. に記述されている・「一つの・共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)の「たった一つの道」(〈唯一の方法〉)の立論を, 分析するところにあつた。

b) そして, その分析は, 「第IX章 (VI. - VIII.)」 (『経済と経営』。19-1.) をへて, “*Lev. (E. L.)*” において〈政治哲学〉を含む・ホブズの〈社会哲学〉 (E. Morall Philosophy ; Morall Philosophie. L. philosophia morâlis. [プロソプヒイア・モラアールリス]). 『第一部』。「第III章 (つづき)」。II-A. 9), b), vi. - ix. (『経済と経営』。17-4. 67-68 ページ)の核心をなすものは, 上記の「たった一つの道」, すなわち, 「各人が各人に敵対する戦争」 (E., L.), 「万人が万人に敵対する戦争」 (L.)の「身の上」 (E. condition. L. conditio. [コンディティオ])にある「各人」が, 「平和」の〈創出〉への〈弁

証法的転換〉をとげる過程である・「一つの・共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)の・〈唯一の方法〉——言い換えれば、かかる「各人」が自らのもつ〈自然権〉を、「ひとりの人間」ないしは「一つの・人々の会議体」(〈単一〉の〈第三者〉)に「移譲」する目的をもって交し合う「契約 (E. covevant. L. pāctum. {パクトウム}) ——の《内容》の規定の《論理》である、とするところに達した。(「第IX章 (VI. ~ VIII.)」。VIII. 9), a)。『経済と経営』。19-1. 143-144 ページ)。

c) こうして、本「第IX章 (最終・IX.)」の主題は、その・「各人」の〈自然権〉の「移譲」の「契約」の《内容》の規定の《論理》が、——上の「移譲」とは、「各人」が「本人」としての「人格」において、各自の〈自然権〉(換言すれば、「各人」の「身体の力」と「心の力」との〈あらゆる行使〉)を、「(産出)された「国家」にあって「至高権力保持者」となるに至る)あの・〈単一〉の〈第三者〉に、「本人」の「代行者」・「代理人」としての「人格」において、「代行」・「代理」せしめることである——という〈論理〉であることを、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. に記されている「第二」の〈自然法〉が示す・〈自然権〉の「移譲」の〈論理〉、しかも、〈自然権〉の「移譲」が二重の意味をもつことの〈論理〉と、この「移譲」が「各人」間の「契約」によるものであることの〈論理〉との連関の中で、明らかにし、とりもなおさず、上述の「契約」の《内容》の〈意味理解〉をえるところにあることと、なった。(同上。VIII. 9), b), c))。

A

1) a) i) “*Lev. (E.)*” Pt. I. Chap. VIII. Of the NATURALL CONDITION of Mankind, as concerning their Felicity, and Misery (第一部。第十三章。人類ノ仕合せト惨メトニカカワル限リデノ・人類ノ・自然にしたがう身の上について)。L. Pars I. Cápud XIII. DĒ CONDITIÔNE GĒNERIS HŪMĀNĪ, QUĀNTUM ÁTTINET AD FELĪCITĀTEM PRĀSENTIS

VITÆ. [デー・コンディティオオーネ・ゲネリス・フーマーニー, クウ
 アントウム・アッティネト・アド・フェリーキタアーアテム・プラアエセン
 ティス・ウィータアエ]。「第一部。第十三章。現世の生活の仕合せにかかわ
 る限りでの・人類の身の上について」)における・その「身の上」とは、言う
 までもなく、「各人が各人に敵対する戦争」(a warre, ... of every man,
 against every man. E. prg. 8. p. 185 ; L. béllum ūniuscūjusque cōtrā
 ūnumquémque. [ベッルルウム・ウーニユウスクウーユウスクウエ・コント
 ラー・ウーヌウムクウユムクウエ]。prg. 6. OL・II. p. 99), あるいは, L. 「万
 人が万人に敵対する戦争」(béllum ómnium cōtrā ómnēs. [ベッルルウム・
 オムニユウム・コントラー・オムネース]。prg. 7. OL・III. p. 100), である。

かかる「身の上」に相当するのは、一つには, “*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. (編
 者フェルディナント・テニエスが作成した“THE ORDER”〔部章配列〕にし
 たがえば, 「第一部」は, Concerning men as persons natural. (「自然にし
 たがう個体としての人間について」)と題され, そのうち, Of the condition
 of men in mere nature. (「ひたすらな自然の中での・人間の身の上について」
 と記されている部分中, Of the estate and right of nature. (「自然に基づく
 境遇と, 自然に基づく権利〔自然権〕とについて」)と記されている章が, 「第
 十四章」である)に言われる「戦争の境遇」(the estate of War. p. 73)で
 あり, 二つには, “*DC.*” Cápūt I. (「第一章」) DĒ STÁTŪ HÓMINUM
 ÉXTRĀ SOCIETĀTEM CĪVĪLEM. [デー・スタトゥウー・ホミニユウム・
 エクストラー・ソキエタアーアテム・キーウィーイレム]。 (「国家結合の外部
 にいる人間たちの境遇について」)の§. 12.に言われる「万人が万人を敵とす
 る戦争」(béllum ómnium in ómnēs. [ベッルルウム・オムニユウム・イン・
 オムネース]。OL・II. p. 99)である。

b) さて, 上記の「各人が各人に敵対する戦争」ないしは「万人が万人に
 敵対する戦争」の〈生起〉について, ホブズが「三つの・主な諸原因」(E. three
 principall causes. L. trēs præcipuæ cāusæ. [トレエーエス・プラエキプウ

アエ・カウサアエ])として挙げているものを、〈生起の・三つの・個別の契機(ないし〈動因〉)〉と見、同章の論述にしたがい、さらに、〈生起の前提〉、および、〈生起の条件〉を加えて、分析するならば。

2) まず、上記の「戦争」の〈生起の前提〉は、「自然」が「各人」のあいだに定めている・「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」が「総計」されたものとしての〈力〉の〈平等〉から〈帰結〉する・この〈平等〉な〈力〉の《行使》の〈平等〉である。

(以下、『第I部』。「第II章」。II, III, A), E), N), 『経済と経営』。17-2. 118-134; 147-159 ページ, 参照)。

a) 第一に、上述の・〈力〉の〈平等〉は、以下に示す構造によって、成立する。

i) α) まず、人間の心が、〈現在〉、自らにとって「通常ではない」(unusual)。すなわち、なにかの意味で〈重要な事柄〉(〈利益〉)、ないし〈最も重要な事柄〉(〈最大の利益〉)である「事柄」(thing. L. rēs. [レエーエス])を〈特定〉の「目的」(designe. L. fīnis. [フィーイニス])・Aとして抱く時に、他の「おびただしい数の事柄を涉猟し」、それらの一つ一つについて、それが「目的」・Aにたいし、「どのように役に立つものであるのか」(how they conduce to that designe. L. quōmodo éæ rēs ad fīnem sūm condūcant. [クウオーモド・エアエ レエーエス・アド・フィーイネム・スウウム・コンドゥーウカント]), すなわち、はたして、「目的」・Aの達成・成就に〈有効性〉・〈適合性〉をもつものであるか、否かに、「心を注ぎ」(observes), 「心を向け」(animāadvertit. [アニムアドウエルティト]), 「おびただしい数の事柄」のうち、〈特定〉の「事柄」・Bが、〈有効性〉・〈適合性〉をもつものである、換言すれば、「事柄」・Bが〈現在〉の「目的」・Aにたいする〈手段〉である、と「判断すること」(judgement. L. jūdīcium. [ユーディキュウム]), ないしは、逆に、

β) 人間が、〈現在〉、〈特定〉の「事柄」・Pをもっている時、「おびただし

い数の事柄を涉獵し、それらの「事柄」の一つ一つについて、「事柄」・Pが、それらのうちの・どの事柄に「役に立つか」、すなわち、「どの目的に役に立つことができるものであるか」(what designe they may conduce unto. L. *cū fīnī [éæ rēs] inservīre pōssint.* [クウイー・フィニー・[エアエ・レエーエス]・イーンセルウィーイレ・ポッススイント)), 言い換えれば、「事柄」・Pがそれにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつもの、すなわち「目的」となる「事柄」は、どれであるのかに「心を注ぎ」、「心を向け」、「おびただしい数の事柄」のうち、〈特定〉の「事柄」・Rが、〈現在〉もっている「事柄」・Pの「目的」である、あるいは、「事柄」・Pは、「事柄」・Rの〈手段〉である、と「判断すること」は、

ii) α) 〈現在〉もつ・〈特定〉の「事柄」(=「目的」)・Aにたいする〈有効性〉・〈適合性〉の関係において、〈特定〉の「事柄」(=〈手段〉)・Bを、他の・C, D, E, …の〈個別〉の「事柄」から、「識別すること」(*discretion.* L. *discrētio.* [ディスクレーティオ])であり、あるいは、逆に、

β) 〈現在〉もつ・〈特定〉の「事柄」(=〈手段〉)・Pが〈有効性〉・〈適合性〉をもつ・〈特定〉の「事柄」(=「目的」)・Rを、他の・S, T, U…等の・〈個別〉の「事柄」から、「識別すること」である。

iii) このように、〈現在〉にあつて、「目的」である・〈特定〉の「事柄」と、〈手段〉である・〈特定〉の「事柄」との間の〈有効性〉・〈適合性〉にかかわる「判断」・「識別」に到達するまでに、「おびただしい数の事柄を涉獵」しつつ、上記の〈有効性〉・〈適合性〉に〈傾注〉される「心」が、「知能」(*wit*)という「心の能力」である。

iv) α) ところで、〈現在〉の「目的」・A、ないしは、〈現在〉の「目的」・Rが、当該人間にとって〈重要な事柄〉(利益)あるいは〈最も重要な事柄〉(〈最大の利益〉)である以上、

β) 各々の「目的」にとっての〈手段〉である「事柄」・Bと「事柄」・Pともまた、当然、〈重要な事柄〉(〈利益〉)であり、あるいは、〈最も重要な事柄〉

(〈最大の利益〉) である。

γ) とすれば、上述の「判断」それ自体も、ひとしく、〈重要な事柄〉(〈利益〉)、ないしは、〈最も重要な事柄〉(〈最大の利益〉) であらざるをえない。

v) α) そして、であればこそ、前記の・「知能」という「心の能力」の働き(「心」の〈傾注〉)は、「弛緩したものではなく」(not easie), すなわち〈厳密〉なものであり、また、L.「敏速に」(celériter. [ケレリテル]) 行なわれざるをえないのである。

β) とすれば、かかる「知能」に基づいてえられる「判断」も、やはり、〈厳密〉かつ〈敏速〉に下されるほかはない。

vi) こうした・〈厳密〉・〈敏速〉な「判断」を下しうる「心の能力」である「知能」が、とくに、「賢さ」(PRUDENCE. L. prūdētia. [プルウーデンティア]) と呼ばれるのである。

それゆえに、「賢さ」は、また、L.「すぐれた知能」(ingénium bónum. [インゲニウム・ボヌウム]) とも言われる。(以上, “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. VIII. prg. 10., 11. pp. 137–138 ; Cáput VIII. prg. 9., 10. OL · III. pp. 57–58).

vii) “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XIV. における・「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」(〈自然権〉)の規定(『第I部』。「第IV章」。1), イ)。『経済と経営』。18–1. 44 ページ, 参照)に現われる・E.「理性」(Reason)とは、「生命の保存」という・「各人」の・〈最も重要な事柄〉(〈最大の利益〉)である「目的にとって、最も適合した手段」(the aptest means threunto. L. 「その目的に資するために熟慮されるべき・重要な事柄のすべて」(illa ómnia, quæ éō vidēbuntur tendēre. [イッラ・オムニア, クウァエ・エオー・ウィデーブントウル・テンテエーエレ]) に〈傾注〉される「知能」を、言うものであり、そして、E.「判断力」(Judgement)とは、「賢さ」に相当する、としなければならない。

viii) しながら、上述した「心の能力」としての「賢さ」は、いかにして〈獲得〉されるか、である。

この点を、E. は、「そして、賢さの基礎となるのは、似通った事柄と、それらの帰結との・これまでの・豊富な経験を記憶とである」(〔Prudence〕 ; … and dependeth on much Experience, and Memory of the like things, and their consequences heretofore.), と規定し、

L. は、「そして、すぐれた知能〔賢さ〕の基礎となるのは、似通った帰結を伴った・多数の・似通った事柄の経験と記憶とである」(〔ingénium bonum〕 … ; dépendetque ab experiētiā et memoriā rērum multārum simīlium cum simīlibus cōsēquentiīs. [デーペンデトクウエ・アプ・エクペリエンティア・エト・メモリアー・レエーエルウム・ムウルタアーアルウム・スイミリュウム・クウム・スイミリブウス・コーンセクウエンティイース]), としている(“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. VIII. prg. 11. p. 138 ; Cápud VIII. prg. 10. OL · III. p. 57)。

また、簡略に、つぎのようにも言われている。

E. 「…賢さとは、経験にほかならない」(… Prudence, is but Experience.)。
L. 「…賢さは、すべて、経験に起源をもつ。」(Prūdēntia … ómnis ab experiētiā est. [プルウーデンティア…オムニス・アプ・エクスペリエンティア・エスト]) (“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. VIII. prg. 2. p. 183 ; Cápud VIII. prg. 1. OL · III. p. 97)。

α) 上に見られる・「…基礎となるのは、似通った…」という表現は、以下を含意している。すなわち、——〈現在〉の・〈特定〉の「目的」・Aにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつもの(〈手段〉)は、〈特定〉の「事柄」・Bである、ないしは、逆に、〈現在〉ある・〈特定〉の「事柄」・Pがそれにたいする〈有効性〉・〈適合性〉をもつ(その〈手段〉となる)のは、〈特定〉の「事柄」(「目的」)・Rである、という「判断」を〈厳密〉かつ〈敏速〉に下す・「賢さ」という「心の能力」とは、〈現在〉にあっても「記憶」の中に留めら

れている。「これまでの」(〈過去〉にえられた)「豊富」な「経験」(後述・ δ)、換言すれば、「記憶」の中に〈集積〉された「経験」を「基礎」とする〈類推〉を、〈厳密〉かつ〈敏速〉に行なう「心の能力」にほかならない。——

β) それゆえ、「似通った事物」とは、

一つには、〈現在〉の・〈特定〉の「目的」たる事柄・Aに「似通った」・〈過去〉の「目的」、ないしは、〈現在〉の・〈特定〉の「事柄」・Pに「似通った」・〈過去〉の「事柄」を、意味し、

二つには、〈現在〉の「目的」・Aにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「事柄」がBであることが、〈類推〉される「基礎」となるもの——すなわち、〈現在〉の「目的」・Aに「似通った」・〈過去〉の「多数」の「目的」 $A^1, A^2, A^3 \dots A^a$ にたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもったことが「経験」された「多数の事柄」、しかも、Bが〈類推〉される「基礎」であるゆえに、〈類推〉されるBに〈「似通った」ものであったはずの〉・〈過去〉の「多数の事柄」、すなわち $B^1, B^2, B^3 \dots B^a$ ——を言うのであり、

また、〈現在〉の「事柄」・Pがそれにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「事物」がRであることが、〈類推〉される「基礎」となるもの——上とひとしく、〈現在〉の「事柄」・Pに「似通った」・〈過去〉の「多数」の「事柄」・ $P^1, P^2, P^3 \dots P^a$ が、各々、それにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもった・「多数の事柄」・ $R^1, R^2, R^3 \dots R^a$ ——を意味するのである。

γ) そして、「似通った帰結」とは、一つには、〈現在〉の「目的」・Aに「似通った」・〈過去〉の「目的」・ A^1 にとり、〈有効性〉・〈適合性〉をもった「事柄」は B^1 であったし、 A^2 にとっては B^2 であった、等々の〈関係〉を指し、

二つには、〈現在〉の「事柄」・Pに「似通った」・〈過去〉の「事柄」・ P^1 が、それにたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもった「事柄」(「目的」)は P^1 であったし、 P^2 については R^2 であった、等々の〈関係〉を言うものである。

δ) ところで、「経験」・experience < *experiētia* という語は、古典ラテン語の動詞・*experiri* ([エクスペリイーリー] 〈試ミルコトニヨッテ、知ル〉)

に由来し、この動詞は、さらに、ギリシャ語の動詞 *ἐκπειράσθαι* ([エクペイラストハハイ]. *ἐκ* + *πειράσθαι*. <〔～ヲ〕タメシテミル>, <〔～ヲ〕探究スル>, <〔～ヲ〕尋ネル>) に発する。

語幹語である・中動相の動詞 *πειράσθαι* は、<…ヲタメシテミル>, <…ヲ試ミテミル>の意をもち、能動相の動詞 *πειράν* ([ペイラアーン]。<企テル>, <目論ム>, <努力スル>) よりも頻用され、しばしば *εἰ* ([エイ]。<～デアルカドウカ>) を伴った。たとえば、*Ὅμηρος* [ホメーロス] の“*Ἰλιάς*.” ([イリアス]。『イリーオス (*Ἰλιος*) すなわち、トロイアー (*Τροία*) 攻囲戦の賦』。(『イリアド』)) の T (『第十九編』), 第三八四行から第三八六行にかけての句に、受動相アオリスト時称形 (*πειρήθη*) であるが中動相の意をもって、つぎのように現われている。384. *πειρήθη δ' ἔο αὐτοῦ ἐν ἔντεσι δῖος Ἀχιλλεύς*, 385. *εἰ οἱ ἐφαρμόσσειε καὶ ἐντρέχοι ἀγλαὰ γυῖα*. 386. *τῷ δ' εὔτε πτερὰ γίγνεται, ἄειρε δὲ ποιμένα λαῶν*. ([ペイレエートヘエー・ドウ・ヘオ・アウトウーウ・エン・エンテスイ・デイーイオス・アクヒルレエウス, エイ・ホオーオイ・エプアルモオセエイエ・カイ・エントレクホイ・アグラア・ギューユイア。トオーオ・ドウ・エーエウテ・プテラ・ギイグネトウ, アエイレ・デ・ポイメナ・ラアオーオン]。「384. 気高きアクヒイルレエウスは、鎧を身にまといわが身のこなしいかんを、試みてみた。385. 鎧が、わが身に合うものなるか否かを、すなわち、鎧をつけて五体が自在に動くものなるか否かを。しかして、アクヒルレエウスに闘志湧き起こり、全軍の将、すくっと立ち上がる」。Loeb Classical Library. Vol. II. Cambridge (Mass.), London. 1985. p. 364)。

そして、前綴り・*ἐκ*- (母音の前では *ἐξ*-[エクス]) は、前置詞としては、<〔アル場所〕カラ>, <〔アル時〕カラ>, さらに、<起源> (<素材>, <出生>, <出生ノ場所>, <創作者>, <機縁>, <所為者>, <手段>, <原因>), および <根拠> を、表示した。

してみると、「経験する」とは、その原意にあつては、〈XがYデアルカドウカヲ、タメシ・試ミルコトニ基ヅイテ、Xガ、Yデアル、ナイシハ、Yデハナイコトヲ、見出ス（知ル）〉ことである。ホメーロスの・前掲の詩句について言えば、アクヒルレエウスが、上見のように〈試ミテミテ〉、〈鎧ヲツケテ五体が自在ニ動クモノデアルコト〉を、〈見出ス（知ル）〉ことである。

ἐκπειράσθαι の語意が、前記のように、〈〔～ヲ〕タメシテミル〉、〈〔～ヲ〕探究スル〉、〈〔～ヲ〕尋ネル〉にあるのは、この原意に基づく。

ε) しかしながら、「経験」が〈貧弱〉であつては、「経験」からの〈類推〉を、〈厳密〉かつ〈敏速〉に行なう「心の能力」は、生まれることができない。

それゆえ、一つには、〈現在〉の・〈特定〉の「目的」・Aに「似通つた」・〈過去〉の「目的」を、「多数」(前出・ $A^1, A^2, A^3 \dots A^a$)抱き、それらの「目的」の〈個別〉のものにたいして、前出・ $B^1, B^2, B^3 \dots B^a$ が、各々、〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「事柄」であり〈手段〉であつた、という「経験」を「豊富」に重ね、言い換えれば、かかる「経験」を〈現在〉にあつても「記憶」の中に〈集積〉していることによって、その・〈集積〉された・「豊富」な「経験」から、〈現在〉の「目的」・Aにとって〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「事柄」(〈手段〉)は、Bである、という〈類推〉を、〈厳密〉・〈敏速〉に行なう「心の能力」が、「賢さ」という「心の能力」とひとしいのであり、

二つには、〈現在〉の・〈特定〉の「事柄」・Pに「似通つた」・〈過去〉の「事柄」を、「多数」($P^1, P^2, P^3 \dots P^a$)もち、それらの各々の「事柄」がそれにたいして〈有効性〉・〈適合性〉を有した「事柄」(「目的」)は、 $R^1, R^2, R^3 \dots R^a$ であつた、という・「豊富」な「経験」を〈現在〉も「記憶」の中に〈集積〉しているところから、〈現在〉ある「事柄」・Pがそれにたいする〈有効性〉・〈適合性〉をもつ〈手段〉であるものは、Rという「事柄」(「目的」)である、という〈類推〉を、〈厳密〉かつ〈敏速〉に行なう「心の能力」が、「賢さ」である。

本・α), 前出・a), viii) に示した、「賢さの基礎となるのは、…」という

規定の意味は、上述のところにある。

ix) してみれば、 α) <現在>において求められている・「賢さ」という「心の能力」は、「知能」が<現在>にあって働くことのみによっては、<獲得>されることが<できない>のであり、

β) 逆に、<過去>の・「豊富」な「経験」が「記憶」の中に<集積>されていることからの・「知能」による<類推>が、<現在>行なわれるのであれば、それが、「賢さ」という「心の能力」の<獲得>となるのである。

「賢さ」とは、「それ〔賢さ〕とは別の・あるものに心を留めているあいだに、獲得される (attained, while we look after some what els) 〔心の〕能力である」(“*Lev.(E.)*” Pt. I. Chap. VIII. prg. 2. p. 183), とされる場合の「〔賢さ〕とは別の・あるものに心を留めている…」とは、上記・ β) の経緯を指すものである。

x) α) さて、(『第II部』。「第III章」。X), J)–O)。『教養部紀要』。第29号。124–128 ページ；『第I部』。「第II章」。III. F)–M)。『経済と経営』。17–2. 149–157 ページ、参照), 「自然」が、なによりも「各人」の「生命の保存」を<意志>し、それゆえ、「各人」の「目的」となる<最も重要な事柄> (<最大の利益>) が、自らの「生命の保存」である以上、この「目的」にたいして<有効性>・<適合性>をもつ「物・事柄」は、しかじかである、言い換えれば、上記の「目的」にとっての<手段>は、しかじかである、という「判断」を、<厳密>かつ<敏速>に下す「心の能力」たる「賢さ」もまた、<最も重要な事柄> (<最大の利益>) であることは、もとよりである。

β) したがって、この場合、「賢さ」は、上記の「判断」を<最も厳密>に、また<最も敏速>に下しうる「心の能力」であるのでなければならず、

γ) そして、それゆえ、「賢さ」の「基礎となる」もの、すなわち、前述の「記憶」の中に<集積>されている「経験」(上記の「目的」にたいして<有

効性〉・〈適合性〉をもつ「物・事柄」（換言すれば、この「目的」にとっての〈手段〉）についての「経験」は、〈最も「豊富」なものであるのではなくてはならない。

δ) ところでしかし、「各人」の「目的」が自らの「生命の保存」という〈最も重要な事柄〉（〈最大の利益〉）であることから、必然に帰結するのは、〈生命の存続〉自体が、〈同時に、常に〉、「生命の保存」という「目的」にたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「物・事柄」（この「目的」にとっての〈手段〉）に向かつての・「知能」の〈傾注〉であり、かかる「物・事柄」の「経験」の〈獲得〉である、ということである。

ε) そして、このことから、さらに帰結するのは、《平等》な《時間》にわたって〈生命が存続〉している《万人》にあって、上記の「知能」の〈傾注〉の《全時間》（最長の《時間》）と、「経験」を〈獲得〉する《全時間》（最長の《時間》）とは、その・〈生命〉の存続の《全時間》（最長の《時間》）の《平等》と〈不可分離〉に、《平等》である、ということである。

ζ) とするならば、この・《平等》な《全時間》（最長の《時間》）において行なわれるものは、「各人」の・自らの「生命の保存」という・〈最も重要な事柄〉（〈最大の利益〉）たる「目的」にたいして〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「物・事柄」（上の「目的」にとっての〈手段〉）という・これまた「重大な事柄」（E. those things. L. éae rês. [エアエ・レエーエス]) に向けられる・「知能」の・〈最大の傾注〉であり、また、かかる「物・事柄」（〈手段〉）についての〈最も「豊富」な「経験」が「記憶」の中に〈集積〉されること、である。

η) しかし、そのことは、ただに、「各人」の「生命の保存」にとり〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「物・事柄」についての「判断」、換言すれば、その「目的」にとっての〈手段〉にかかわる「判断」が、〈最も厳密〉に、かつ〈最も敏速〉に、下されるということであるにとどまらず、

θ) かく「判断」する・「賢さ」という「心の能力」が、《万人》に《平等》

な《全時間》(最長の《時間》)のあいだに、《万人》によって《平等》に〈獲得〉されることでも、ある。

E.「万人が、平等に心を傾ける・あの・重大な事柄を介して、平等な時間が、万人に賢さを平等に、授けるのである」。L.「万人が、平等に心を傾ける・あの・重大な事柄を介して、平等な時間のあいだに、自然の手によって、賢さが万人に平等に、分かち与えられるのである」(“*Lev(E. L.)*” Pt. I. Chap. VIII. prg. 2. p. 183. Cáput VIII. prg. 1. OL・III. p. 97), と言われる意味は、上述のところにある。

xi) α) ところで、前出・2)の冒頭に記した・「各人」の・「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」が「総計される」とは、一つに、「身体の諸能力」と、二つに、「心の諸能力」のうちの・「賢さ」という・〈一つ〉の「心の能力」と、そして、三つに、「賢さ」以外の・他の「心の諸能力」とが、「総計される」という意であって、

β) かく「総計される」場合には、「身体の諸能力」の〈個々〉と、および「賢さ」以外の「心の諸能力」の〈個々〉とにおいては、E.「まぎれもなく」、
「各人」のあいだに〈不平等〉が存在するにせよ、

γ) しかし、「各人」にとって〈最も重大な事柄〉である「生命の保存」にかかわる限り、「万人」に「平等」である・「賢さ」という「心の能力」は、この〈不平等〉(「身体の諸能力」と「心の諸能力」との〈個々〉のもの・「各人」間の〈落差〉)を、填充し、すなわち、〈力の劣弱〉を〈補填〉し、

δ) そのことによって、「各人」を、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」にあって、「平等」ならしめるのである。

xii) 上述したところが、「自然」が「各人」のあいだに定めている・「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」が「総計される」場合の・〈力〉の〈平等〉の構造である。

xiii) そして、まさにこの構造を、(もつとも、「身体の諸能力」における・「各人」間の〈落差〉の〈補填〉に限って、ではあるが) 例示しているのが、——「身体の力」の上での〈最弱者〉も、「賢さ」という・「平等」な「心の能力」によって、自らの「生命の保存」という「目的」にたいし〈有効性〉・〈適合性〉をもつ、と「判断」した「事柄」(〈手段〉) (「人目にかくれた計略」ないしは「同じ・身の危険にさらされている第三者と仲間を組むこと」) を用いて、「身体の力」における〈最強者〉をも、「殺害することができる」〔その「生命の保存」を〈破壊することができる〉〕「ほどの・身体の力は、そなえている」(L.「殺害できないほどに身体の力が弱い人間は、まず見出せない」)、という叙述——である (“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIII. prg. 1. p. 183 ; OL · III. p. 97)。

xiv) α) それゆえ、この・〈力〉の〈平等〉を成立させる・〈根底〉にあるものは、なによりもまず、「生命の保存」という・「各人」の〈最も重要な事柄〉(〈最大の利益〉)である「目的」にとり〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「物・事柄」(その「目的」にとっての〈手段〉)は、なにであるか、の「判断」を〈厳密〉・〈敏速〉に下すことのできる「心の能力」たる「賢さ」における・「万人」のあいだの「平等」である。

β) そして、この・「賢さ」の「平等」の・さらに〈基礎〉をなすものは、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉している「自然」、すなわち、「生命の保存」を「各人」自身の〈最も重要な「目的」〉たらしめている「自然」、である。

b) さて、上述の・「身体の諸能力」と、「賢さ」以外の「心の諸能力」と、「賢さ」という「心の諸能力」との「すべて」の「総計」としての〈力〉の・「各人」のあいだの〈平等〉が、「〔これらの諸能力〕すべてが総計されると、人間と人間とのあいだの差異は、それほど著しいものではなく」、という表現で記述されたのにつづいて、その・〈力〉の〈平等〉からの〈帰結〉が、つぎ

のように示されている。

「したがって、〔「賢さ」以外の・「身体の諸能力」の〈個々〉と、「心の諸能力」の〈個々〉との上で〕差異があるからといって、一方の人間〔〈個々〉の「能力」の上で、優っている人間〕が、どのような利益であるにせよ、その利益を独り占めすることは、できないし、すなわち、他方の人間〔〈個々〉の「能力」の上で、劣っている人間〕が、その・一方の人間と同じ程度に (as well as), その利益を自分のものであると言い張ることを、許されない、ということ、ないのである」 (“*Lev. (E.)*” Pt. I. Chap. XIII. p. 183. L. 「すべてが、一時に秤りにかけられた場合には、差異は、さしたるものではなく、したがって、どのような利益であるにせよ、一方の人間が、その利益は当然自分の手にはいると心待ちすることは、できないのであり、すなわち、他方の人間が、〔その・一方の人間と〕同等に (æquē. [アエクゥエー]), その利益を手に入れる期待を抱くことが、できない、ということ、ないのである」 (“*Lev. (L.)*” Ps. I. Cáput XIII. OL · III. p. 97. 傍点は、引用者)。

c) この〈帰結〉の〈根拠〉と、そして、〈意味〉とは、つぎのところにある。

α) まず、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉し、それゆえ、「各人」たいし、〈自らの生命を保存せる〉という〈第一の行動命令〉を発している「自然」は、当然、「各人」のために「生命の保存」に〈適合〉した〈諸手段〉を、用意しているのでなければならない。(『第II部』。「第III章」。X), E)。『教養部紀要』。第29号。123 ページ、参照)。

β) その〈諸手段〉が、一つには、上述の・「総計」されて「平等」な〈諸力〉——「賢さ」という「心の能力」、 「賢さ」以外の諸「心の諸能力」、そして、「身体の諸能力」——と、二つには、もろもろの「物・事柄」と、である。

そして、これらの〈諸手段〉は、「各人」の「生命の保存」を「目的」とするものである以上、その「目的」とともに、いずれも、「各人」にとり〈最大の利益〉である。

γ) しかしながら、上記の〈諸力〉は、こうした・もろもろの「物・事柄」の〈獲得〉のために〈行使〉されるものであるから、本来、〈最大の利益〉と呼ばれるべきは、これらの「物・事柄」である。

δ) ところで、「各人」の「生命の保存」という「目的」にたいして、なにかの「物・事柄」が〈適合性〉をもつものである（〈最大の利益〉である）、とする「判断」が〈厳密〉・〈敏速〉に下されるのは、「各人」に「平等」な「賢さ」によるものであり、そして、「判断」される〈適合性〉は、〈仕方〉、〈時〉において〈限定されない〉ものであるから、こうした「物・事柄」は、「どのような」ものであれ、「各人」にとって〈同一〉に〈最大の利益〉である。

前掲の叙述に「どのような利益であるにせよ」と言われているものは、こうした・「各人」にとり〈同一〉の〈最大の利益〉であるのでなくてはならない。

ε) さて、〈力〉は、その〈行使〉においてのみ、〈力〉でありうることは、言うを俟たない。

ζ) そして、「各人」に〈平等〉な〈力〉が、「各人」にとって〈同一〉である「どのような利益」（〈どのような「物・事柄」〉）の〈獲得〉のためにであれ、〈行使〉される時、上記の・〈あらゆる〉「利益」の・「各人」にとっての〈同一性〉が、〈平等〉な〈力〉の〈行使〉を、〈平等〉ならしめるのである。

η) このようにして成立する・「各人」に〈平等〉な〈力〉の・〈平等〉な〈行使〉が、前掲・b) の・あの〈帰結〉の〈根拠〉である。

θ) ところで、「各人」が、「どのような利益」であれ〈同一の利益〉の〈獲得〉を「目的」に、〈平等〉な〈力〉を〈平等〉に〈行使〉することから、〈必然に〉〈帰結〉するのは、「各人が各人に敵対する戦争」である。

ι) なぜなら、いかに「各人」が〈平等〉な〈力〉をもつにせよ、その・〈平等〉な〈力〉が〈平等〉に〈行使〉されることがなくては、前出・A, 1), a), ii) に見た・「戦争」の規定、すなわち、「武力により生死を堵して戦う

意志が〔戦闘行動において〕まぎれもない・ある・時間の経過〕のうち、「武力により生死を賭して戦う」という要素は、成立しえないからである。

κ) 前掲の〈帰結〉の〈意味〉は、それゆえ、上記・θ) である。

d) 以上、2) に分析したように、α) 「各人」の「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」という意味での〈力〉において、「各人」が〈平等〉であり、

β) しかも、その・〈平等〉な〈力〉の〈行使〉にあつて「各人」が〈平等〉であり、

γ) 〈平等〉な〈力〉の・〈平等〉な〈行使〉が、「各人」にとって〈同一の利益〉の〈獲得〉という「目的」に〈適合性〉をもつ〈手段〉として、生ずることが、

δ) 「各人が各人に敵対する戦争」が〈必然に〉〈帰結〉する(〈生起〉の)〈前提〉である。

3) つぎに、“*Lev. (E. L.)*” は、上記の「戦争」の「三つの・主な原因」を、「人間の自然本性の中に」「見出す」と述べ、つづいて、「第一に、競い合い (Competition), 第二に、不信 (Diffidence), 第三に、思い上がり (Glory), である」(E. prg. 6. p. 185.L. 「競り合い (*competitio*. [コムペティーティオ]), 防衛 (*dēfēnsio*. [デーフェーンシオ]), 思い上がり (*glōria*. [グローリア])。傍点は、原文イタリク。prg. 5. OL・III. p. 99) としているのであるが、しかし、挙げられるべきは、本来は、「原因」ではなく、「戦争」の〈生起の・三つの・個別の契機 (ないし〈動因〉)〉であり、また、上に記された〈三つ〉のものを、すべて、「人間の自然本性」と〈等置〉するのも、適切ではない。

すなわち、“*Lev. (E. L.)*” が、「原因」としているものは、「戦争」の〈生起の・個別の契機(動因)〉と解すべきであり、そして、それは、“*EoL.*”, “*DC.*” (『第I部』。「第IX章 (I. ~ V.)」. IV, G)。『経済と経営』。18-4. 76-78 ページ、参照) にしたがって、「人間の自然本性」(the nature of man. L.

nātūra hūmāna. [ナートゥウーウラ・フウーマアーナ]) の〈一つ〉とされている諸「情念」(passions. L. affectūs. [アッフエクトゥウース]) である、と見るべきである。

そして、諸「情念」もまた、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉し、自らの〈目的〉ともし、「各人」の・〈第一〉の「目的」ともしている「自然」が、その「目的」に〈適合〉した〈手段〉として、「各人のために〈用意〉している、と推理され、それゆえ、「自然」によって、「各人」の・〈平等〉な〈力〉の・〈平等〉な〈行使〉の〈原動力〉として、「各人」に〈平等〉に与えられている、と推理されるものである。

a) さて、前記の「戦争」の〈生起の・三つの・個別の契機〔動因〕〉としての「情念」は、一つには、(『第 I 部』。「第 III 章 (つづき)」。III-A。『経済と経営』。17-4. 98-109 ページ、参照)、

i) (前出・2), c), δ), 参照) 「自然」が「各人」に与えている「生命の保存」という「目的」に〈適合〉した〈手段〉であり、したがって、「各人」にとり〈同一〉の・「どのような利益」でもある諸「物・事柄」(たとえ、その諸「物・事柄」が、他の〈いかなる〉「各人」によって〈所持〉されているにしても) を「獲得」する「欲求・欲望」という・〈同一〉の「情念」である。

ii) しかしながら、前出・2), c) ε), ζ) に述べたところにしたがえば、〈力〉の〈平等〉から、〈力〉の〈行使〉の〈平等〉が〈必然に〉〈帰結〉するのは、「どのような利益」も「各人」にとって〈同一〉であり、それゆえ、〈同一〉の「利益」にたいして抱く・〈同一〉の・「獲得」の「欲求・欲望」が、「各人」の〈力〉の〈行使〉の〈原動力〉であることによる以外のものでは、なかった。

iii) それに、〈力〉の〈平等〉が成立する〈根底〉にあるものとしての・「賢さ」の・「各人」における「平等」は、「各人」の「生命の保存」を、不可欠の成立要因とするものであった。

iv) とすれば、上記・i) の・諸「物・事柄」を「獲得」する「欲求・欲

望」という「情念」は、「力量の・この平等〔〈力〉の〈平等〉〕から起こってくる」とされているにも拘らず、実は、「各人」の「自分たち自身の生命の保存」にたいする・〈同一〉の「欲求・欲望」（「情念」）を、〈根源〉とするものにほかならないのである。

v) そして、この〈根源的〉「情念」から発する・〈同一〉の「利益」たる諸「物・事柄」にたいする・〈同一〉の「欲求・欲望」（「情念」）は、かかる諸「物・事柄」を「獲得」するという「目的」に〈最も適合した〉〈手段〉・〈最も確実な〉〈手段〉である、と「賢さ」によって「判断」されるもの、すなわち、「各人」が、それらの諸「物・事柄」を〈所持〉する・他の〈あらゆる〉「各人」の「生命」の〈奪取〉と、「生命の保存」の・不可欠の条件である「自由」の〈奪取〉とに向かって、「各人」に〈平等〉な〈力〉を、〈平等〉に〈行使〉させる〈原動力〉となる。この〈行使〉が、「各人」〈相互〉の「侵略」であり、とりもなおさず、「各人が各人に敵対する戦争」である。

b) 二つには、(『第I部』。「第III章(つづき)」。III-B。『経済と経営』。17-4. 109-113 ページ, 参照), 「各人」が,

i) 「侵略者」たる・他の〈あらゆる〉「各人」が、自らの「生命」と「自由」とを〈奪取〉する、という「予想」を抱き「恐怖」の「情念」に駆られるところから生ずる・自己の「生命の保存」にたいする「欲求・欲望」という・〈同一〉の「情念」であって、

ii) この「情念」が、「各人」に、その「欲求・欲望」の対象である・自らの「生命の保存」のために、「侵略者」の「力」を「屈服」させる〈最も適合した〉〈手段〉である、と「賢さ」によって「判断」するもの、すなわち、「先制攻撃」を、〈相互に〉行なうことに、〈平等〉な〈力〉を、〈平等〉に〈行使〉せしめる〈原動力〉となる。

iii) そして、言うまでもなく、こうして生ずる・「各人」〈相互〉の「先制攻撃」は、ただちに、「各人が各人に敵対する戦争」である。

c) 三つには、(『第I部』。「第III章(つづき)」。III-C。『経済と経営』。

17-4. 113-117 ページ, 参照),

i) 「各人」のあいだには, 「自然」によって〈力〉の〈平等〉が定められているにも拘らず, 「各人」がこの・〈力〉の〈平等〉を承認することは, 他の〈あらゆる〉「各人」からの〈被侵略〉の可能性を容認することにほかならないため, 同じ「自然」が与えている・自らの「生命の保存」にたいする「欲求・欲望」から発して, 「各人」に, 〈自ら〉の〈諸力〉は, 〈他の・あらゆる各人〉の〈諸力〉に〈優る〉, と〈過大評価〉せしめる・「思い上がり」という「情念」である。

ii) しかしながら, 「自然」に基づいて「各人」が〈平等〉にこの「情念」を抱く以上, 「思い上がり」の「情念」は, 「各人」による・〈自ら〉の〈諸力〉の〈過大評価〉とは, 〈他の・あらゆる各人〉からの・「各人」の〈諸力〉の〈過少評価〉にほかならぬ, という《矛盾》を免れることが, できない。

iii) 「各人」が, その《矛盾》を解消して, 〈他の・あらゆる他人〉に, この「情念」の対象である・〈自ら〉の〈諸力〉の〈過大評価〉を認容させるに〈適合した〉〈手段〉として「賢さ」によって「判断」するものは, 〈自ら〉の〈諸力〉を〈過大評価〉し合う「各人」が, 「お互いを打ち殺す」ことに, 〈平等〉な〈力〉を〈平等〉に〈行使〉すること, である。

iv) この〈行使〉が, 「各人が各人に敵対する戦争」であることは, 言うまでもない。

d) こうして, “*Lev.(E. L.)*” が, 「このようにして, 人間の自然本性の中に, 私たちは, 争闘の・三つの・主な原因を見出す」(E. Pt. I. Chap. XIII. prg. 6. p. 185. L. 「こうして, 人間の自然本性の中に, 敵意の・三つの・主な原因が見出される」(Cáput XIII. prg. 5. OL・III. p. 99) という時, その「原因」とは, 正しくは, 「各人が各人に敵対する戦争」の〈生起の契機(ないし〈動因〉)〉たる・上記・a), b), c) の諸「情念」である。

e) 「原因」とは, 真実には, Chap./Cáput XIII. E. prg. 1., 2. L. prg. 1. の冒頭の文言, 「自然は, 身体 of 諸能力と心の諸能力との点で, 人間たちを, 平

等なものに、造っている」(p. 183. L. 「自然は、身体の諸能力ならびに魂の諸能力との点で、人間たちを、互いのあいだで平等なものに、生みなしている」。OL・III. p. 97) に始まる論述における

- イ) 「身体の諸能力」と「心の魂の諸能力」との「すべて」の「総計」という・「各人」間の〈平等〉な〈力〉が、
- ロ) さきに見た・〈同一〉の諸「情念」を〈原動力〉として、
- ハ) 〈平等〉に〈行使〉されることを、すなわち、
- ニ) あの「戦争」の〈生起の前提〉と〈生起の契機(〈動因〉)〉との結合を、
- ホ) しかし、あくまで〈一半〉とするものである。

4) 最後に、「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」の〈他の一半〉、すなわち、この「戦争」の〈生起の条件〉は、『第I部』。「第II章」。I, 6)。「経済と経営」。17-2. 116 ページ, 参照), 前出・3), d), ロ) に、「戦争」の「原因」の〈一半〉として挙げた・結合する・二つのもののうちの第二、再言すれば、「戦争」の〈生起の・三つの・個別の契機(〈動因〉)〉たる諸「情念」を、「各人」〈すべて〉において「抑圧」する「力」、言い換えれば、それにたいする「恐怖」によって「人間たちをひれふせさせておく」〈必然な〉「力」であり、同時に、「各人」〈すべて〉の・〈力〉の〈あらゆる行使〉を「抑圧」しうる「力」である、という意味で「一つの・共同の力」(E. a common power. L. poténtia commûnis. [ポテンティア・コムムウーニス]) の〈非存在〉(「国家」の〈非存在〉) である。

イングランド中世の政治関係にあつて、「王」あれども、「国家」は〈存在しない〉原因は、「永代土地保有制」に内在した・ある要因の帰結たる ‘the Common Laws of England’ (L. Lêx commûnis. [レエーエクス・コムムウーニス]. Jûs commûne. [ユウーゥス・コムムウーゥネ]) であるが、『第I部』。「第I章」。2) - 4)。「経済と経営」。17-1. 4-8 ページ, 参照), “Lev.(E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XIII. に見える・「人類の・自然にしたが

う身の上」(E. the NATURALL CONDITION of Mankind), 「人間が、ひたすらな自然によって、いま現におかれている・惨めな身の上」(E. the ill condition, which man by meer Natur is actually placed in), 「ひたすらに自然にしたがう・人間の身の上」(L. conditio hūmāna mēre nātūrālis. [コンディティオ・フウマアアアナ・メレー・ナートウーラアアリス]) という表現は、前述の「一つの・共同の力」としての「国家」の〈非存在〉を〈条件〉に、「各人が各人に敵対する戦争」が〈生起〉する関係を、表示するものである (E. p. 183 ; E. prg. 13. p. 188 ; L. prg. 13. OL · III. p. 102)。

B

1) a) 前出・Aで, “*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIII. について分析された・「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」の〈一半〉, すなわち, この「戦争」の〈生起の前提〉と〈生起の・三つの・個別の契機 (動因)〉との〈結合〉, および, 〈他の一半〉である〈生起の条件〉とは, Pt. I. 次・Chap./Cáput XIV. *Of the first and second NATURALL LAWS, and of CONTRACTS* (「第一ノ・自然にしたがう法〔〈自然法〉〕ト, 第二ノ・自然にしたがう法トニツイテ。オヨビ, 契約ニツイテ」。L. DĒ DÚABUS PRĪMĪS LĒGIBUS NĀTŪRĀLIBUS, ET DĒ CONTRÁCTIBUS. [デー・ドゥアブウス・プリイーミース・レーギブウス・ナートウーラーリブウス, エト・デー・コントラクテイブウス]), 「二つの・主要な・自然にしたがう法について。および, 契約について」), prg. 1., 2. に示されている・「自然に基づく権利」(E. the RIGHT OF NATURE. L. 「自然にしたがう権利」(JŪS nātūrāle. [ユウーウス・ナートウーラアアレ]). 〈自然権〉)の規定に, すべて, 〈集約〉されている。(この規定については, 『第I部』。「第IV章」。I, 1)。『経済と経営』。18-1. 44 ページ, 参照)。

α) すなわち, まず, Pt. I. Chap./Cáput XIII. で, 上記の「戦争」の〈生起の・三つの・個別の契機 (動因)〉であった・「自然」が「各人」に与えて

いる「生命の保存」にたいする「欲求・欲望」という「情念」と、これに発する・他の・二つの「情念」とは、〈自然権〉の構成要素の一つたる・「各人」が「自分自身の生命の保存することを目的に」とも表現される・「生命の保存」への「意志」として、〈単一化〉されている。

β) i) つぎに、三つの構成要素——「各人」が、「自分自身が意志するとおりに」、*「自分自身の力を行使する」「自由」*——が、〈自然権〉の・最初の規定であったが、

ii) 「自由」とは、prg. 2. で、あらためて、「自分自身が意志するとおりに、自分自身の力を行使する」ことにたいして、「外部にある障害物が遠くに離れていること」である、と規定されている。

iii) 「外部にある障害物が遠くに離れていること」とは、前出・A, 4) に記した「共同の力」・「国家」の〈非存在〉、くりかえせば、「各人が各人に敵対する戦争」の〈生起の・三つの・個別の契機（動因）〉たる諸「情念」を「抑圧」する「力」であり、かつ、「各人」の・〈平等〉な〈力〉の・〈平等〉な〈行使〉に〈対抗〉しうる「力」であるものの〈非存在〉を意味するのであるが、その意味は、のちに（本・B, 後出・c)）明らかになるので、今は、立ち入らない。

iv) ただし、ここで指摘されるべきは、——「各人」にたいして〈自分自身の生命を保存せよ〉と命令する・「自然」の・その〈第一の行動命令〉の《必然》に、〈外部からの障害〉を受けずに〈したがることができる〉ゆえに《したがる》ことが、「自由」であり、その「自由」が〈自然権〉である、とする規定は、“*EoL.*”, “*DC.*”における・〈自然権〉の規定と〈同一の論理〉に立っている（『第II部』。「第III章」。X), P). 『教養部紀要』。第29号。128-135ページ；『第I部』。「第IX章（I. ~V.）」。II. 33-54ページ、参照）——ということである。

はたして、この〈論理〉は、“*Lev.(E. L.)*” Pt. II. Chap. XXI. *Of the LIBERTY of Subject*（「服従者ノ自由ニツイテ」）、*Cáput XXI. DE LĪBER-*

TÂTE CÎVIUM. ([デー・リーベルタアータテ・キーウィユウム]。「市民の自由について」) の各・prg. 4. にあって、——「人間」の〈意志に発する行動〉は、〈その本性にあっては〉、〈ことごとく〉、「自由」であるが、しかし、〈意志〉そのものは、その〈第一の・あらゆるものを包む・「神」の「意志」〉から、「必然性」を「課せられている」のであり、それゆえ、「人間が意志することを行なうさいの・人間の自由は、神が意志することを行なうことの必然性に伴われている」——という〈論理〉によって、「自由と必然とは両立する」(*Liberty and Necessity are Consistent.*), L. 「…自由と必然とは、同時に成り立つことができる」(…*libertās et necēssitās cōsistere sīmul pōssunt.* [リーベルタース・エト・ネケッススィタース・コーンスィステレ・スィムウル・ポッスウント])) とする命題が立てられるのであるが (E. p. 263 ; OL・III. pp. 161—162), この立論における「神」を、「自然」に置換することによって、確証されることができるのである。

v) α) ところで、「各人」が、「自分自身が意志するとおりに、自分自身の力を行使する」ことにたいして、「外部にある障害物が遠くに離れていること」(「自由」とは、——「各人」が自らの「生命の保存」を「目的」に「行使する」)「自分自身の力」は、(前出・A, 2), c), β), γ), 参照), 「各人」が「意志するとおりに」、すなわち、〈あらゆる〉「意志」を〈原動力〉として「行使する」ものである以上——「各人」の〈身体能力〉の〈あらゆる〉「行使」と、同義である。

β) しかも、上の「意志」は、「自然」が「各人」の「生命の保存」を〈意志〉するゆえに、「各人」の「意志」となっているものである。

γ) してみれば、(同上, および, 前出・A, 2), c), δ), 参照), 「各人」の〈身体能力〉の・〈あらゆる〉「行使」は、〈あらゆる〉「各人」が、「自然」の〈意志〉に基づいて、〈同一〉に「意志」する〈あらゆる〉(「生命の保存」という「目的」に〈適合〉した)「物・事柄」にたいする「行使」である。

それゆえ、「各人」の〈身体能力〉の・〈あらゆる〉「行使」は、上記の意

味で、〈あらゆる・平等な行使〉でなくてはならない。

vi) α) だが、「意志」は、諸「情念」であって、〈身体の能力の行使〉の〈原動力〉ではあるにせよ、〈行使の仕方〉を〈教示〉するものではなく、それを〈指示〉するものとして不可欠であるのは、〈心の能力〉である。

β) はたして、〈自然権〉は、さらに規定され、「その帰結として」、「各人」が、「自分自身の判断力と理性とに照らして」、各自の「生命の保存」という・〈最も重要な事柄〉である「目的にとって、最も適合した手段である、と心に抱く事柄であれば」、「どのような事柄をでも行なう」「自由のことである」と、示されることになる。(上記の「どのような事柄」が、前出・A, 2), b), c) に現われた「どのような利益」と〈同一〉のものであることは、言うを俟たない)。

γ) 前記・A, 2), a), v), η) のとおり、ここに言われる「判断力」とは、上見の「目的」にたいする・「手段」の〈適合性〉の「判断」の〈厳密〉・〈敏速〉をえる「心の能力」たる「賢さ」のことであり、「理性」とは、その「判断」のために〈傾注〉される「知能」である。

δ) しかし、この「判断力」と「理性」(「賢さ」と「知能」)とは、ただに、「生命の保存」という「目的にとって、最も適合した手段」を〈厳密〉かつ〈敏速〉に「判断」する〈心の能力〉であるにとどまらず、また、〈身体的能力〉の〈行使の仕方〉を〈教示〉する〈心の能力〉でもある、としなければならない。

なぜなら、かかる〈心の能力〉なくしては、〈身体的能力〉の「行使」は、いかに「生命の保存」にたいする「意志」を〈原動力〉とするにせよ、「生命の保存」に〈適合〉した〈行使の仕方〉をえることはできないからである。

vii) α) けれども、上記の「どのような事柄をでも行なう」こと自体は、「判断力と理性」(「賢さ」と「知能」)とを〈原動力〉とするものでは、けっしてなく、あくまで、「各人」の・自らの「生命の保存」にたいする「意志」(諸「情念」)を〈原動力〉とする以外にない。

β) ただし、この場合の「意志」は、本・B, a), 前出・iv), β) のように、「各人」の「生命の保存」という「目的」に〈適合〉した「物・事柄」にたいして「行使」される〈身体的能力〉・「力」の〈原動力〉ではなく、この「目的にとって、最も適合した手段である、と心に抱く事柄であれば」、「どのような事柄をでも行なう」ことの〈原動力〉である。

γ) とするならば、この「行なう」ことのために必要とされるのは、〈身体的能力〉の〈あらゆる〉「行使」のみではなく、「賢さ」（「判断力」と「知能」（「理性）」という〈心有能力〉以外の・「行なう」〈仕方〉を「各人」に〈教示〉・〈指示〉する〈心有能力〉の・〈あらゆる〉「行使」もまた、不可欠である。

viii) さて、以上に見た〈三種の能力〉（〈身体的能力〉、〈二種〉の〈心有能力〉）が、〈すべて〉、「各人」の「生命の保存」という「目的」にたいして、「各人」のために、「自然」が〈平等〉にが〈適合〉させている〈諸手段〉である以上、

α) まず、（前出・A, 2), x) とひとしく）、「生命の保存」という「目的」にとって、最も適合した手段」を「判断」する〈心有能力〉たる「判断力と理性」とは、その〈あらゆる〉「行使」において、「各人」に「平等」であり、

β) ついで、（前出・A, 2), xi) とひとしく）、〈身体的能力〉と、「判断力と理性」以外の〈心有能力〉との〈すべて〉の「総計」が、「各人」に「平等」であるのみでなく、

γ) また、本・B, 前出・a), v), γ) の〈身体的能力〉の・〈あらゆる〉「行使」と、vii), γ) の〈心有能力〉の〈あらゆる〉「行使」との各々も、「各人」に「平等」である。

b) 以上のように、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. 冒頭の・〈自然権〉の規定を、その諸構成要素にしたがって吟味するところから明らか

になるのは、まず、

この規定の中に、先行・Chap./Cáput XIII. について分析された・「各人が各人に敵対する戦争」の、

α) <生起の前提> である・「各人」の・<平等> な <力> の・<行使> の <平等> が、含まれ、

β) これに、<生起の・三つの・個別の契機（動因）> が、「意志」として <単一化> されて、結合しており、

γ) すなわち、上記の「戦争」の「原因」の <一半> が、<集約> されている、ということである。

c) つぎに、上で知られたのは、

α) <自然権> とは、「各人」の「自分自身の生命の保存」にたいする「意志」に発する・<平等> な・<身体的能力> と <心の能力> との <行使> の「自由」、すなわち、<平等> な <双方の力> の・<平等> な <あらゆる行使> にほかならない、ということである。

β) この・<行使> の「自由」、ないしは、<平等> な <あらゆる行使> は、「各人」が自らの「生命の保存」を「目的」に、「自分自身が意志するとおりに、自分自身の力を行使する」ことにたいして、「外部にある障害物が遠くに離れていること」であった。

γ) しかるに、この場合の「意志」は、いずれも、あくまで、「各人」の・「自分自身の生命の保存」にたいする「欲求・欲望」という「情念」と、そこから派生する諸「情念」とにほかならないのである。

δ) であるとすれば、上記の <行使> にたいする「外部にある障害物」とは、先行・Chap./Cáput XIII. に現われた・「一つの・共同の力」（「国家」）——すなわち、「各人が各人に敵対する戦争」の <生起の・三つの・個別の契機（動因）> (<単一化> されて「意志」) を「抑圧」する「力」であり、また、この「意志」を <原動力> とする・「各人」の・<平等> な <力> の・<平等> な <あ

らゆる行使〉に〈対抗〉しうる「力」——である。

ε) それゆえ、本・c)・上記・α), β) の・〈平等〉なく身体的能力と心の能力〉との〈行使〉の「自由」, ないし, 〈平等〉なくあらゆる行使〉, 換言すれば, 「各人」が自らの「生命の保存」を「目的」に「自分自身が意志するとおりに, 自分自身の力を行使する」ことにたいして, 「外部にある障害物が遠くに離れていること」は, 「一つの・共同の力」(「国家」)の〈非存在〉を, 意味するものである。

d) そこで, 前述・b), α), β) と, 上記・c) とを合して言えば, 〈自然権〉の規定は, それの諸構成要素の吟味に照らして,

α) 「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」の〈一半〉である・i) この「戦争」の〈生起の前提〉と, ii) 〈生起の・三つの・個別の契機(動因)〉の〈単一化〉されたものとしての「意志」との〈結合〉と,

β) 「原因」の〈他の一半〉である・「一つの・共同の力」(「国家」)の〈非存在〉とから, 成るものである。

2) a) こうして, “*Lev.(E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. に示される・〈自然権〉の規定は, 先行・Chap./Cáput XIII. に記された・上記の「戦争」の「原因」を, 〈集約〉したものである。

b) このことは, 今や, 〈自然権〉, 言い換えれば, (「各人」の・自らの「生命の保存」という「目的」にたいする・「手段」の〈適合性〉に〈傾注〉される「知能」(「理性」)に基づいた・当該〈適合性〉の「判断」の〈厳密〉と〈敏速〉とをえる「心有能力」たる「賢さ」に担われた)「生命の保存」のための・〈平等〉なく身体的能力と心有能力と〉・の〈平等〉なくあらゆる行使〉)が, 「各人が各人に敵対する戦争」の「原因」であることを, 意味する。

c) この意味は, “*Lev.(E. L.)*” の・各 prg. 4. における・つぎの叙述によって, 裏づけられる。

—— α) 先行章に明らかにされたとおりに, 「共同の力」(「国家」)の〈非存

在>のもとでの「人間の身の上は、各人が各人に敵対する戦争〔L.「万人が万人に敵対する戦争」〕の身の上である」。「こうした場合には〔L.「それゆえに」〕、各人は、自分自身の理性（知能）によって、導かれる」。「ところで、各人が用いることができる（he can make use of）事柄で、各人の敵に立ち向かって各人の生命を保存するさいに（in preserving his life against his enemies）、各人にとり助け（a help）となりえない事柄は、なに一つ、存在しない（there is nothing）」〔L.「ところで、敵に立ち向かって生命の防衛するさいに（in vītā cōtrā hōstem dēfēndendā. [イン・ウィーター・コントラー・ホステム・デーフェンデンダー]、各人にとり、いつかは、役に立つもの（ūtile … esse. [ウーティレ…エッセ]）になりえない事柄は、なに一つ、存在しない（nihil est. [ニヒル・エスト]）。——すなわち、「各人」の「生命の保存」という「目的」にたいしては、〈あらゆる〉「事柄」に「理性」（「知能」）が〈傾注〉され、〈傾注〉される・〈あらゆる〉「事柄」が、この「目的」にとって〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「手段」である、と、「賢さ」（「判断力」）によって、「判断」される。（しかも、その「判断」は、〈厳密〉であり〈敏速〉であらざるをえない）。——

β) 「であるから、帰結するのは、そのような身の上にあっては、各人は、各物にたいして、相互の身体にたいしてさえ、権利をもつ、ということである」〔L.「であるから、帰結するのは、人間たちの・自然にしたがう身の上にあっては、万事にたいする権利が、万人のものであり、人間たちの身体さえも除外されることはない、ということである」〕。——この「権利」が〈自然権〉であり、「各人」（「万人」）の「生命の保存」を「目的」とする・〈平等〉な〈身体能力と心の能力と〉の・〈平等〉な〈あらゆる行使〉なのである。

γ) そして、かかる〈平等〉な〈あらゆる行使〉としての〈自然権〉こそが、「各人が各人に敵対する戦争」（「万人が万人に敵対する戦争」）の「原因」であることが、明言される。「それゆえ、各人の・各物にたいする・この・自然にしたがう権利が存続する限り、なんびとにとっても、（その者が、どれほど

身体力が強く、ないしは、どれほど賢いにしても)、自然が、通常、人間に生きることを許している年月を生きぬく保証は、存在しえないのである」。(L. 「それゆえ、この権利が保持されていく限り、なんびとにとっても、たとえその者がこの上なく力の強い人間であるにしても、安全の保証は存在しえないことになるのである」)。(E. pp. 189—190 ; OL · III. p. 103)。

d) 本・Bの・以上の吟味からするならば、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. prg. 1., 2. に規定されている「自然に基づく権利」にいし「自然にしたがう権利」(〈自然権〉)——くりかえせば、「自然」が〈意志〉している・「各人」の「生命の保存」を「目的」とする・「各人」の・〈平等〉な・〈身体能力と心の能力〉との「総計」としての〈力〉の・〈平等〉なくあらゆる行使——が、「各人が各人に敵対する戦争」の〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉である、としなければならない。

C

1) a) α) ところで、前・Bに見たとおり、「各人が各人に敵対する戦争」は、「自然」が〈意志〉し、それゆえ、「自然」が「各人」に、それにたいする「欲求・欲望」という「情念」(ないし「意志」)を与えている・「各人」の「生命の保存」を「目的」とする〈自然権〉を、(一言でいえば)〈根本原因〉とするものであるにも拘らず、

β) 〈同時に〉、その「目的」の〈否定〉である。

b) なぜなら、この「戦争」という・「人間たち」の「身の上」の「惨メ」とは、(『第I部』。「第II章」。I, 3. 『経済と経営』。17—2. 114—115 ページ、参照)、とりわけて、一つには、「非業の死の・果てしもなくつづく危険」、
「非業の死にたいする・果てしもなくつづく恐怖」(“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIII. E. prg. 9. p. 186 ; L. prg. 6. OL · III. p. 100) であり、二つには、「各人」相互の「侵略」によって、「勤労〔労働〕の果実の入手が、不確かである」(E. loc. cit.)、「勤労の果実が、皆無である」(L. loc. cit.)

ところから、「勤労の行なわれる余地が、存在しない」(E., L. loc. cit.)こと、(すなわち、「各人」の・生活の必需品、便宜物の・労働による生産の停止)であるからである。

こうした事態としての・「各人」の「生命の保存」の〈否定〉が、ほかならぬ・あの「惨めな身の上」と呼ばれるものである。

2) a) とするならば、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉する「自然」は、——一方では、自らが、まさに「各人」の「生命の保存」を〈意志〉するがゆえに、「各人が各人に敵対する戦争」の〈生起の前提〉と〈生起の契機(動因)〉の《根源》であるもの、〈自然権〉の《根底》にあるものでありながら——、〈同時に〉、他方では、「各人」の「生命の保存」を〈意志〉すればこそ、この「戦争」の中にある「各人」の中に、〈三つ〉の「情念」、すなわち、一つには、「死にたいする恐怖」という「情念」、二つには、「快適・便宜な生活に必要不可欠な物」にたいする「欲望」という「情念」、そして、三つには、かかる「物を勤労によって獲得する期待」という「情念」を、生ぜしめずにはいない。

b) この・〈三つ〉の「情念」は、「各人」に、「戦争」の「身の上」を脱却し、「平和」を〈創出〉する、という〈弁証法的転換運動〉を行なわしめる〈必然な原動力〉である。

c) このことは、あの「戦争」の〈単一・かつ・根本にある・共通の原因〉たる・「各人」の〈自然権〉について言えば、かかる〈原因〉である・「各人」〈すべて〉の・〈平等〉な・〈身体力と心力〉との・〈平等〉な〈あらゆる行使〉を、「平和に向かわせる」もの、「各人」に、かかる〈行動〉をとらしめる〈原動力〉が、上記の・〈三つ〉の「情念」である、ということである(“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XIII. prg. 13., 14. p. 188; Cáput XIII. prg. 12., 13. OL · III. p. 102)。

3) a) けれども、一般に、「情念」を〈原動力〉としてのみ〈行動〉する人間は、その限りにあつては、〈行動の仕方〉を知ることが、ない。

今の場合でいえば、「平和」を〈創出〉する〈行動の仕方〉、自らの・〈平等〉な・〈身体力と心の力〉との・〈平等〉なくあらゆる行使を、「平和に向かわせる」さいの〈行動の仕方〉を、知らない。

b) しかし、「各人」は、「自然の手によって、万人に分かち与えられている」・「賢さ」（「判断力」）をもち、その「賢さ」は、「すぐれた」「理性」を伴う「すぐれた知能」である。

c) この「賢さ」・「理性」が、上記の〈行動の仕方〉、換言すれば、「平和」の〈創出〉という〈目的〉にとって〈有効性〉・〈適合性〉をもつ「事柄」、すなわち、その〈目的〉にたいする〈手段〉を、ないしは、「各人」〈すべて〉に〈平等〉な・〈身体能力と心の能力〉との・〈平等〉なくあらゆる行使を、「平和に向かわせる」・〈行動の仕方〉、他の表現をもってすれば、上記の〈行使〉を「平和に向かわせる」という〈目的〉にたいする〈手段〉、あるいは、その〈目的〉に〈有効・適合した〉「事柄」を、〈教えてくれる〉のである。

d) 「賢さ」・「理性」が「各人」のものである以上、上記のことは、「賢さ」・「理性」は、「各人」が「それにたいする同意へ引きずられていくことができる」、すなわち、〈必然な牽引力〉をもつ・「平和を確約する諸眼目」であるものを、「各人」〈すべて〉に、「勧告してくれる」、（「指示」・「指図」・「指針」として与えてくれる）、というにひとしい (loc. cit.)。

4) その・「理性の「勧告」・「指示」・「指図」・「指針」は、

a) まず、「自然」が「各人」に向かって下している〈三つの行動命令〉たる〈原基的自然法〉であり、（『第II部』。「第III章」。とくに、X)・A) —— Q). 『教養部紀要』。第29号。120—146 ページ。および、『第I部』。「第IV章」。I. —IV. 『経済と経営』。18—1. 44—58 ページ。同・「第V章」。I. —V. 『経済と経営』。同・1—18. 63—74 ページ、参照）

b) ついで、〈原基的自然法〉からの〈帰結〉たる〈根源的自然法〉——すなわち、“*Lev. (E.)*” Pt. I. Chap. XIV. “*Lev. (L.)*” Cápud XIV. の各・prg. 3. に規定されている「自然に基づく法」(A LAW OF NATURE)、「自然にし

たがう法」(lêx nātūrâlis. [レエーエクス・ナートウーラアールリス]), 「理性によって見出された〔「自然」の〕指図, ないしは, 誰にもあてはまる指針」——約言すれば, 「各人にたいし, 「自分の生命を破壊する事柄」ないしは「自分の生命を保存する手段を減少させる事柄」を, 「行なうこと」を「禁止」し, 「自分の生命が最もよく保存される, と各人が考える〔判断する〕手段である事柄」を, 「行なわないでおくこと」を「禁止」している「指図」・「指針」——であり (E. p. 189; OL・III. p. 102), (『第I部』。「第IV章」。III. -IV. 『経済と経営』。1-18. 54-58 ページ, 参照),

c) さらに, この〈根源的自然法〉から〈帰結〉する・〈二つ〉の〈自然法〉, ——すなわち, “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XIV. 各・prg. 4. に示される「第一の・基本となる・自然に基づく法」(E. the first and fundamentall Law of Nature. L. 「第一の・自然に基づく法」(lêx nātūræ prîma. [レエーエクス・ナートウーラエ・プリイーイマ])). E. p. 190; OL・III. p. 103) と, 各・prg. 5. に告げられている「第二の〔自然に基づく〕法」(the second Law. L. 「第二の法」(lêx séconda. [レエーエクス・セクウンダ])). lóc. cit.) と, ——である。(『第I部』。「第IV章」, 「第V章」。「経済と経営」。1-18. 参照)。

5) その間の経緯を, 立ち入って記せば。

これらの〈自然法〉がそこから〈帰結〉する・前掲の〈根源的自然法〉(「理性によって見出された〔「自然」の〕指図, ないしは, 誰にもあてはまる指針」, あるいは, 「理性の指図, ないしは, 誰にもあてはまる指針」(“Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap./Cáput XIV. prg. 4. p. 190; OL・III. p. 103)) は, つぎの・二つの「部分」から, 成る。

a) α) 第一の「部分」は, 「各人」にたいし, 「平和ヲ手ニ入レルコトガデキルト期待スル限リハ」, 「平和ヲ求メヨ, ソシテ, アクマデ平和ヲ追イカケヨ」(to seek Peace, and pollow it. E. lóc. cit.). L. 「平和ヲ求メヨ, ソシテ, ドコマデモ平和ヲ追イカケヨ」(pâcem quære et perséquere. [パァーアケム・クウァエレ・エト・ペルセクウエレ]; L. lóc. cit.), と「命令」する

「第一の・基本となる・自然に基づく法」が〈帰結〉する「部分」である。

β) すなわち、この「第一」の〈自然法〉は、本・C、前出・4), b) の・あの・〈二つ〉の・「禁止」の「指図」・「指針」、すなわち〈命令〉からの・一つの〈帰結〉なのである。

b) α) 第二の「部分」は、「平和ヲ手ニ入レルコトガデキナイ場合ニハ」、
「人間ニハ、戦争ガ提供スル助ケト利点トヲ、求メ、用イルコトガ、許サレ
テイル」(he may seek, and use, all helps, and advantages of Warre. (E.
lóc. cit.)). L. 「ドコカラデモ援助ヲ求メルコトト、ソレラノ援助ヲ用イルコ
トトガ、許サレテイル」(auxília undecúnque quærerere, et íllis útí lícitum
éssse. [アウクスイリイア・ウンデクウンクウエ・クウアエレレ, エト・イッ
ルリース・ウーティー・リキトウム・エッセ]。 (L. dóc. cit.)), という「自然
権の眼目」が〈帰結〉し、ないしは、「私タチニデキル・アラユル手段ヲ用イ
テ、私タチ自身ヲ防衛セヨ」(By all means we can, to defend our selves.
(E. lóc. cit.)). L. 「アラユル・身体ノカト心ノカト、オヨビ、アラユル方法
トヲ用イテ、自分自身ヲ防衛スル権利ガ、各人ニアレ」(ómnibus vírís et
módís seípsum dêfendí jûs únícunque éssse. [オムニブウス・ヴィーイース・
エト・モーディーヌ・セーイプスウム・デーフェンディー・ユウーウス・ウー
ニクウンクウエ・エッセ]。 (L. lóc. cit.)), という〈命令〉が〈帰結〉する
「部分」であり、β) この「部分」についても、前記・a) のβ) と同一の
事柄が言われうることは、もとよりである。

2) a) けれども、前掲の・「理性」の(しかし、根源にあっては、「自然」
の)「指図」・「指針」(ないし「指示」・「命令」)は、この・〈二つ〉の「部分」
への〈分岐〉の中に留まることは、できない。

b) なぜなら、本・C・前出・2) a), b) の〈三つ〉の「情念」が、「各
人」を「平和に向かわせる」〈必然な原動力〉である以上(〈必然な原動力〉
であるのは、これらの「情念」が、根底にあっては、「各人」の「生命の保存」
を〈意志〉ある「自然」から発しているからである)、上記・1), b) の「自

然権の眼目」ないし〈命令〉は、〈必然〉に、「第一」の〈自然法〉の中へ〈解消〉し、〈消滅〉することを、免れないからである。(『第I部』。「第IX章(I. ~ V.)」。IV, 3), a) – f). 『経済と経営』。18 – 4. 82 – 87 ページ, 参照)。

3) そして、この〈解消〉・〈消滅〉が〈必然〉であればこそ、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap./Cáput XIV. の次・prg. 5. の冒頭で、つぎのように語られるのである。

「人間たちが、平和を得るように全力を傾けよ、と命令されている・上記の・基本となる・自然に基づく法から (from, L. ā. [アー])。つぎの・第二の〔自然に基づく〕法が、引き出されるのである (is derived. L. 「…派生するのである」(óritur.[オリトウル]))。すなわち、人間ハ誰シモ(L.「各人ハ」), ソノホカノ人間タチモマタ, 進ンデ, ソノヨウニスル場合ニハ〔そのほかの人間たちもまた, 進んで, 万事にたいする権利〔自然権〕を, 第三者に手渡す場合には, の意〕, 自分デ考エテ〔判断して, の意〕, 自分自身ノ平和ト防衛トニトッテ必要不可欠デアル限り(L.「ワガ身ノ平和ト防衛トニ配慮シナケレバナライ時ニハイツモ」), 万事ニタイスル・コノ権利〔自然権〕ヲ, 進ンデ, 〔第三者ニ〕手渡セ (be willing to lay down)」。(L. 「…万事ニタイスル・自分ノ権利〔自然権〕ヲ, 〔第三者ニ〕手渡サナクテハナライ」(oportêre … ā jûre súō in ómnia … decêdere ….[オッポルテエーエレ…アー・ユウーウレ・スウオー・イン・オムニア…デーケーデレ])。 (E. p. 190 ; L. OL. III. p. 103. 傍点は、引用者)。

(次「第十五章。その他の・自然に基づく諸法について」 (“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XV. of other *Laws Of Nature*. Cáput. XV. DĒ LĒGIBUS NĀTŪRÆ ĀLIĪS. [デー・レエーギブウス・ナートウラエ・アリイース]) は、「第三」の〈自然法〉として、「人間ハ、交サレタ・自分タチノ契約ヲ, 履行セヨ」(L.「契約内容ハ, 遂行サレナケレバナライ」) を挙げる各・prg. 4. で、この「第三」の〈自然法〉がそこから〈帰結〉する・上記の・「第二」の〈自然法〉を再記する時、‘lay down’ (「手渡ス」) を、‘transfere’ (「移渡

する」と言い換え、‘dēcēdere’（「手渡ス」）を、‘relínquere’。〔レリンクウェレ〕。「引き渡す」と表現している。（p. 201 ; OL・III. p. 111）。

本稿では、以下、「第二」の〈自然法〉に關説する時、および、その他の場合に、〈自然権〉の「移讓」と記することにする）。

D

1) a) さて、そこで、本稿冒頭の「第IX章・本・IXの主題」のc) に記した・〈自然権〉の「移讓」が立脚する〈論理〉について言えば、この〈論理〉は、

α) 上掲の・「第二」の〈自然法〉に基づき、

β) かつ、前出・Bにおける・〈自然権〉にかんする・本稿の所論に照して、明らかになる。

2) すなわち、「各人」による・〈自然権〉の「移讓」の〈論理〉は、

「各人が各人に敵対する戦争」という「身の上」にある「各人」〈すべて〉が、「平和を手に入れる」という「目的」のために、

a) 一つには、この「戦争」の〈生起〉の〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉たる・「各人」の〈自然権〉の〈内容〉、換言すれば、「各人」の・〈平等〉な・〈身体的能力〉と〈心の能力〉との「総計」としての〈力〉の・〈平等〉なくあらゆる行使〉を《除去》することを、上記の「目的」に〈適合〉した「手段」(〈方法〉・「道」)とすることが、〈必然〉である——というものであり、

b) 二つには、α) しかるに、上述の・〈平等〉なくあらゆる行使〉(〈行使〉の「自由」)は、「共同の力」(「国家」)の〈非存在〉を〈条件〉としている以上、前記の《除去》という「手段」(〈方法〉・「道」)は、同時に、「戦争」の〈生起の契機(動因)〉(すなわち、前出の〈平等〉なくあらゆる行使)を「抑圧」する「一つの・共同の力」(「国家」)の〈非存在〉を〈消去〉する、という「手段」(〈方法〉・「道」、とりもなおさず、「一つの・共同の力」を『設立』

する（「国家」を『産出』する），という「手段」（〈方法〉・「道」），であることが，〈必然〉であるところから，

β) 「各人」の〈平等〉な・〈身体的能力〉と〈心の能力〉との「総計」としての〈力〉の・〈平等な〉〈あらゆる行使〉を〈内容〉とする・「各人」の〈自然権〉の《除去》は，同時に，〈単一〉の〈第三者〉への・〈自然権〉の《集中・凝結》を生ぜしめる〈方法〉・「道」，すなわち，〈自然権〉の「移譲」によるものであることが，〈必然〉である——という〈論理〉である。

3) a) そして，上記・2)，b)，α) に示したとおり，あの「戦争」の〈生起の契機〉の発動は，その発動を「抑圧」する「共同の力」（「国家」）の〈非存在〉を〈条件〉とするものであり，したがって，両者は互いに〈不可分離〉であるのであるから，

b) 前記・2)，a) の〈必然〉と，2)，b)，α)，β) の〈必然〉ともまた，互いに〈不可分離〉である。

c) それゆえ，前掲の・「第二」の〈自然法〉のうち，「ソノホカノ人間タチモマタ，進ンデ，ソノヨウニスル場合ニハ」という・〈自然権〉の「移譲」の《条件》を除いた・それ以外の〈内容〉——約言すれば，〈自分自身ノ平和ト防衛トノタメニ，自然権ヲ，進ンデ，〔第三者ニ〕移譲セヨ〉——は，上記の・〈二つ〉の〈必然〉を，〈不可分離〉に告げているもの，と解さなくてはならない。

4) そして，この・〈不可分離〉の・すなわち〈二重〉の〈必然〉に立ち，言い換えれば，〈二重〉の〈意味〉を含んだものとして，前出・2) にその〈論理〉を示した・「各人」の〈自然権〉の「移譲」が，次・Eにその〈論理〉が示される・「各人」間で交される「契約」の《内容》をなすのである。

E

1) つぎに、これも前出「主題」のc)に記された〈論理〉の一つ、すなわち、上記の・〈二重〉の〈意味〉をもつ・〈自然権〉の「移譲」が、「各人」間で交される「契約」によって行なわれることの〈論理〉もまた、

a) α) 「第二」の〈自然法〉の〈内容〉に基づき、

β) とりわけ、前出・D, 2), b), β) の〈論理〉から、〈帰結〉する。

2) なぜなら、a) 「各人」〈すべて〉の・〈平等〉な(〈身体的能力〉と〈心の能力〉の「総計」としての)〈力〉の・〈平等〉なくあらゆる行使(〈自然権〉の〈内容〉)の「移譲」が、〈単一〉の〈第三者〉に《集中・凝結》することによって、「共同の力」が「設立」され(「国家」が「産出」され)ることは、

b) (この「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」という・「平和」の〈創出〉のための「手段」(〈方法〉・「道」)である)〈自然権〉の(〈内容〉)の「移譲」が、〈単一〉の〈第三者〉にたいし、

c) 「各人」間で、〈相互に、同時に〉行なわれるのではなくては、

d) 〈不可能〉である。

3) a) しかるに、〈自然権〉の「移譲」が、〈単一〉の〈第三者〉に《集中・凝結》することの〈要件〉たる・「移譲」の・上記の〈相互性と同時性〉とを保証しうるものは、

b) ただ、この「移譲」を〈内容〉とした・「各人」間で交される「契約」のみ、であるからである。(この点については、後出・G, 17), b), 参照)。

4) a) こうして、「各人」による・〈自然権〉の「移譲」は、「各人」間での〈相互性と同時性〉とをもつものでなくては、「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)は〈不可能〉である、ということが、この「移譲」が「契約」によることの〈論理〉である。

b) そして、この〈論理〉を語っているものこそ、まさに、「第二」の〈自然法〉の〈内容〉のうち、「ソノホカノ人間タチモマタ、進ンデ、ソノヨウニスル場合ニハ」と表現されている・〈自然権〉の「移譲」の《条件》なのである。

5) はたして、後出・H, 9) に見るとおり、この「移譲」の「契約」の〈内容〉には、明らかに、上述の〈相互性と同時性〉とが、「条件」(condition. L. conditio. [コンディティオ]) という語で表示されており、しかも、「…、という・この条件で」(on this condition. L. eā conditiōne. ([エアー・コンディティオーネ]) という表現が用いられているが、この‘this condition’, の‘this’, ‘eā conditio.’ [エア・コンディティオ] の‘eā’が、各々、〈重要な〉を含蓄しているのは、上述の〈論理〉に基づくものなのである。(『第I部』。「第VI章」。II. - V. 『経済と経営』。18-1. 77-83 ページ；同・「第VII章」。V, 2), c), d), 『経済と経営』。18-2. 86-87 ページ、参照)。

F

1) a) ところがしかし、「各人」による・〈自然権〉の「移譲」の〈論理〉、とくに、「移譲」が〈二重〉の〈意味〉をもつことの〈論理〉と、「移譲」を《内容》とする・「各人」間の「契約」の〈論理〉とが、上記・D, Eのそれであるにしても、「契約」の《内容》である・〈自然権〉の「移譲」そのものが、致命的な〈論理上の困難〉に伴われているのである。

b) その〈困難〉とは、

α) 「各人が各人に敵対する戦争」の〈生起の・単一かつ根本にある・共通の原因〉たる〈自然権〉は、想起すれば、その〈内容〉にあっては、「各人」の・「生命の保存」を「目的」とする・〈身体的能力〉と〈心の能力〉との〈すべて〉の「総計」として〈平等〉な〈力〉の・〈平等な〉〈あらゆる行使〉であるのであった。

β) がしかし、〈身体と心との能力・力〉の・〈あらゆる行使〉とは、いうま

でもなく、〈非物件〉である。

γ) してみれば、この・〈非物件〉を〈内容〉とする〈自然権〉を、「各人」が〈単一〉の〈第三者〉という「他人」に、「移譲」することは、〈物件〉の「引き渡し」に即した・「権利」の「移譲」とは異なって、「不可能」な事柄であり、この「他人」が「各人」から〈自然権〉を「受領」することも、「不可能」である、という〈論理上の困難〉である。

2) すなわち、“*EoL.*”, “*DC.*” は、各々、その体系の中枢部において (“*EoL.*” では、「第一部」(編者フェルディナント・テニエスによる「部章配列」(THE ORDER) にしたがえば、「ひたすらな自然の中での・人間たちの身の上について」) の「第十四章。自然に基づく境遇と、自然に基づく権利とについて」, 「第十五章。贈与と契約とによって、自然にしたがう権利をわが身から引き離すことについて」, 「第十六章。自然に基づく諸法のうちの・あるもの」, 「第十七章。その他の・自然に基づく諸法」, 「第十九章。政治体〔国家〕の必要不可欠性と定義」(pp. 70-95 ; pp. 99-105)。“*DC.*” では、「第一章。国家結合の外部にいる人間たちの境遇について」, 「第二章。契約にかかわる・自然に基づく法について」, 「第三章。残りの・自然に基づく諸法について」, 「第五章。国家の諸目的と産出とについて」(OL・II. pp. 157-198 ; pp. 209-215) にあって), 少なくとも〈六つ〉の・致命的な〈論理上の難点〉を含んでいるが、〈第六の難点〉が、上に挙げた「不可能」である。(『第 I 部』。「第 IX 章(I. ~ V.)」。「経済と経営」。18-4. 27-116 ページ;「第 IX 章(VI. ~ VIII.)」。「経済と経営」。19-1. 73-144 ページ, 参照)。

3) a) “*EoL.*” は、上掲・「第十九章」の§. 6. において、「設立」せられるべき「一つの・共同の力」を、「単一体」(union) と名づけ、次・§. 7. で、この「単一体」の「造出」は、

α) まず、「各人」が、「契約(covenant)によって」、「たったひとりの人間」, ないしは「たった一つの協議体」(council) が「命令」する「行動」は「行なう」ように、「禁止」する「行動」は「行なわない」ように、すなわち、「自

分の意志」を、この「他人の意志」に「従属させる」ように、「自分自身を拘束する」ことによるものである、とし、

β) しかし、「意志」の本性に基づく・ある根拠によって、

γ) 「単一体」の「造出」は、結局、「各人」が、「契約によって」、上記の・〈単一〉の〈第三者〉に、「自分の・身体と心との力」(his strength)〔の〈行使〉〕と、「用いる諸手段」((his) means)〔の〈行使〉〕とを、「譲り渡す」(resign) ことへ、「自分自身を拘束する」ことによって、行なわれる、とするのである。
 (『第I部』。「第IX章」。VII, 『経済と経営』。19-1. 108-121 ページ, 参照)。

b) そして、同章・§. 10. において、

α) かかる・「単一体」の「造出」により形成される「一つの・共同の力」を保持する〈単一〉の〈第三者〉を、'sovereign' (「至高権力保持者」) と名づけ、

β) それが〈行使〉する「一つの・共同の力」を、'the sovereign power' (「至高権力」) と呼び、

γ) そして、この「至高権力」(「一つの・共同の力」) の〈行使〉は、「造出」された「単一体」がそのように称せられる「政治体」(a body politic) ないし「国家」(πόλις. [ポリス]) の「成員の各々」〔「自然に基づく境遇」にあった「各人」〕が、契約によって、自分から進んで、至高権力保持者に移譲した (have transferred) ・身体と心との能力 (the power) 〔の〈行使〉〕と、身体と心との力 (strength) 〔の〈行使〉〕とである」と再言するのである。

c) ところが、「能力」・「力」〔の〈行使〉〕の〈非物件性〉ゆえに、同じ §. 10. で、つづいて、こう言われる。

「しかし、どのような人間にせよ、他人に、自分自身の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を実際に (really) 移譲することは、不可能であるし、ないしは、その・相手の他人が、その者の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を受領する (receive) ことは、不可能であるのであるから、…」。

α) そして、この〈論理上の困難〉を解消せしめるため、「EoL.」は、つづ

いて (§. 10.), つぎのように立論する。

「…不可能であるから、このことは、以下のように理解されなくてはならない。すなわち、人間誰しもの・身体と心との能力〔の〈行使〉〕との身体と心との力〔の〈行使〉〕とを移譲することは、人間誰しものが、そのようにこれに移譲する相手の者に抵抗する・自分自身の権利 (his own right of resisting …) を譲り渡す (lay by), ないしは、引き渡す (relinquish) こと以上のものではない、と」。(以上, pp. 103–104.) (『第 I 部』。「第 IX 章 (VI. ~ VIII.)」。
VIII. 『経済と経営』。19–1. 126–131 ページ, 参照)。

4) また, “DC.” は, 前掲「第五章」の §. 7. で,

a) 「各人が, 残りの各人と交す契約 (pāctum. [パクトウム]) によって, 「たったひとり人間, ないしは「たった一つの協議体」 (concílium. [コンキリュウム]) (〔〈単一〉の〈第三者〉]) という・「自分がその者に服従することになる・当の人間ないし協議体の意志に抵抗しないことへ (ad nōn resistandum voluntāti illius hóminis vel illius concílii, cúí sē submiserit, [アド・ノオーオン・レスイスタドウム・ウォルウンターティー・イッルリュウス・ホミニス・ウエル・イッルリュウス・コンキイリイイー, クウイー・セー・スウブミイセリイト]), 自分自身を拘束する場合, その時, 単一ノ人間ノ意志, ないしは, 単一ノ協議体ノ意志ニタイスル・あらゆる人間の意志ノ服従が生ずる」のであって, この「意志ノ服従」が, 「単一体 (ŪNIO. [ウーニオ]) と呼ばれる」とし,

b) ついで, 次・§. 8. にあって, 「自分の意志を他人〔〈単一〉の〈第三者〉〕の意志に従属させる人間」は, 「その他人に, 自分の身体ト心トノ力〔ノ〈行使〉〕ト, 用イル諸手段〔ノ〈行使〉〕トニタイスル権利 (jūs virium et facultatum suarum. [ユウーウス・ウィーリュウム・エト・ファクウルタアーアトウム・スウアーアルウム]) を移譲している (tránsfert. [トラーンスフェルト]) のである」と立論したのち,

c) 次・§. 9. で、こうして「造出」された「単一体」が、「国家」(cīvitās. [キーウィタース]), ないしは「国家結合」(sociētās cīvīlis. [ソキエタース・キーウィーリス]), あるいは「国家人格」(persōna cīvīlis. [ペルソオーオナ・キーウィーリス]), と名づけられる、と述べ、

d) ついで、§. 11. で、かかる「国家」にあって、あの「たったひとりの人間」ないしは「たった一つの協議体」は、「至高権力」(súm̄ma pōtestās. [スウムウマ・ポテスタース]), あるいは「至高統治権」(súm̄mum impérium. [スウムウム・イムペリウム]), ないしは「〔至高〕支配権」(〔súm̄mum〕 domīnium. [スウムウム〕ドミニウム) を、「保持する」(habēre. [ハベエーエレ]), と言われる、と記している。

e) α) ところが、“DC.” は、同じ§. 11. で、上記・a), すなわち、「単一体」・「国家」の「造出」を、結局、「各人」が、〈単一〉の〈第三者〉に、「自分の・身体と心とノ力〔ノ〈行使〉〕にたいする「権利」と、「用イル諸手段〔ノ〈行使〉〕にたいする「権利」とを、「移譲」する「契約」に帰着させたことを忘失して、

β) 前掲・c) の「統治スル権力、すなわち、統治スル権利」(pōtestās et jū̄s impērandī. [ポテスタース・エト・ユウーウス・イムペランディー]) は、「市民の各々が、自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕と、身体と心との能力〔の〈行使〉〕との・ことごとくを、あの〈単一〉の〈第三者〉に、「移譲した(trānstulit. [トラーンストウリト]) ところに、根拠をもつものである」と言う。

f) だがしかし、“EoL.” とひとしく、“DC.” も、上の箇所で、

「自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕を、他人に移譲することは、実際には(nātūrālī módo. [ナートウーラーリー・モドオ]), 誰にもできないことであるのであるから、…」と認め(傍点は、引用者),

g) この〈難点〉を除去すべく、つづいて、つぎの〈解釈〉を与えるのである。

「…できないことであるのであるから、こうした移譲を行なった、ということ、〔移譲する相手の他人に〕抵抗する・自分の権利を、手渡したこと (dē jūre sūō resístandi dēcíssise. [デー・ユウーウレ・スウオー・レスィスタンディー・デーキッスイセ]) 以外のなにもものでもないのである」。 (以上, OL・II. pp. 213–214. 『第 I 部』。「第 IX 章 (VI. ~VIII.), VII, VIII. 『経済と経営』。19–1. 108–131 ページ, 参照)。

5) a) ところが、〈自分の力の行使を移譲される相手に抵抗する・自分の権利を、その相手に引き渡す〉という・“EoL.” の「理解」・“DC.” の〈解釈〉の中にある〈権利の引き渡し〉という概念は、“EoL.”, “DC.” 両者に共通の規定にしたがえば、一つには、〈権利の・単純な放棄〉を、二つには、〈他人への・権利の移譲〉を、意味するものである。(“EoL.” Pt. I. Chapter 15. §. 3. p. 75.; “DC.” Cáput II. §. 4. OL・II. pp. 170–177)。

しかし、上の「理解」・〈解釈〉にあつては、〈自分の力の行使を移譲される相手〉という〈他人〉にたいして、〈相手に抵抗する権利〉を〈引き渡す〉のであるから、これは、言うまでもなく、〈他人への・(抵抗する) 権利の移譲〉である。

b) ところで、一般に、〈権利の移譲〉とは、“EoL.” Pt. I. Chapter 15. §. 3. pp. 15–76; “DC.” Cáput II. §. 4. OL・II. p. 171; “Lev.(E.)” Pt. I. Chap. XIV. prg. 7. p. 191.; “Lev.(L.)” Cáput XIV. prg. 6. OL・III. pp. 103–104. に、ひとしく規定されているとおり、「権利」を「移譲」される相手当事者に、〈新たな権利を付与すること〉ではないのであって、「移譲」する当事者が、相手当事者の・「権利」と同義である「自由」にたいする「妨害」を、「移譲」した〈分〉だけ〈減少させること〉なのであり、とりもなおさず、相手当事者にたいし、「移譲」した〈分〉だけ〈抵抗しないこと〉であるにほかならないのである。(『第 I 部』。「第 IX 章 (VI. ~VIII.)」。VIII. 4)。『経済と経営』。19–1. 133–137 ページ, 参照)。

c) それゆえ、〈自分の力の行使を移譲される相手に抵抗する・自分の権利を、その相手に引き渡す〉とは、結局、〈その相手に抵抗しないこと〉であり、〈その相手の意志に服従・従属すること〉以外のなにものでもなくなる。

6) しかるに、この〈相手〉が、今問題になっている・〈単一〉の〈第三者〉である場合には、その〈第三者〉たる「他人」に〈抵抗しないこと〉、その者の〈意志に服従・従属すること〉は、本・F、前出・3), 4)に見た・「単一体」の「造出」にさいし、「各人」が「契約」によって「自分自身を拘束する」事柄——すなわち、「各人」が、〈単一〉の〈第三者〉に、「自分の・身体と心との力〔の〈行使〉〕と、用いる諸手段〔の〈行使〉〕とを、譲り渡す」こと (“EoL.”), あるいは、「市民の各々が、自分の身体と心との力〔の〈行使〉〕と、身体と心との能力〔の〈行使〉〕との・ことごとくを」「移譲」すること (“DC.”) ——にほかならないのである。

7) してみると、

a) 「各人」が、自分の「身体と心との力」・「能力」の〈行使〉を、「他人」である・〈単一〉の〈第三者〉に「移譲」すること、その〈第三者〉がそれを「受領」することは、「不可能」である、という〈論理上の困難〉を打開すべく、

b) “EoL.”, “DC.” がとった「理解」・〈解釈〉——すなわち、上記の「移譲」は、「各人」が〈自分の力〔の〈行使〉〕を移譲される相手に抵抗する・自分自身の権利を、その相手に引き渡すこと〉である——とする「理解」・〈解釈〉は、

c) 再び、上述の・「移譲」の「不可能」という〈困難〉に、〈還流〉することになる。

8) a) こうして、「各人」の「生命の保存」を「目的」とはするものの、「各人」の〈力〉(〈身体的能力〉と〈心の能力〉との〈すべて〉)の〈あらゆる行使〉を〈内容〉とする〈自然権〉を、「各人」が——いかに「契約」によるとはいえ——〈単一〉の〈第三者〉という「他人」に、「移譲」すること

は、

b) 「不可能」であることを、脱しえないのであり、その「他人」が「各人」から「自然権」(の「内容」)を「受領」することも、「不可能」であることを、免れることができないのである。

9) そして、ついに消滅することのない「各人」による「自然権」の「移譲」の「不可能」という「論理上の困難」は、

a) 「各人が各人に敵対する戦争」の「単一・かつ根本にある・共通の原因」の「除去」が、「不可能」であること、

b) また、この「戦争」の「生起の条件」たる「一つの・共同の力」(「国家」)の「非存在」の「消去」が、「不可能」であること、

c) とりもなおさず、「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)が、「不可能」であること、を意味し、

d) 上記の「三つの「不可能」は、「各人」による「自然権」の「二重」の「意味」をもつ「移譲」の「論理」を、無意味にするものであり、

e) また、その「移譲」の「契約」の「論理」をもってしても、「移譲」そのものの「この「不可能」は、払拭されえないことを、語るものであって、

f) 一言にしていえば、「EoL.」, 「DC.」における「単一体」・「国家」の「造出」による「平和」の「創出」という「ホブズ」の体系の核心の瓦壊と、したがって、体系の不成立とを、意味する「最大の困難」である。

(本・(IX. [G, H]) は、次号所載)